

シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定書

Shibuya Social Action Partner (S-SAP) 協定書

(目的)

第1条 渋谷区（以下「甲」という。）は、青山学院大学（以下「乙」という。）が渋谷区の区域において、地域の一員としての社会的責任（以下「USR」という。）を負う大学であることを認め、甲及び乙は、協働して地域社会的課題を解決することとし、これに必要な基本的事項を約定するために、この包括連携協定（以下「本件協定」という。）を締結する。

(包括連携事項等)

第2条 乙は、甲に対して次の各号に掲げる支援を行うこととし、甲と乙とは、協働して地域社会的課題の解決に取り組むこととする。

- (1) 地域づくり・まちづくりの推進に関する支援
- (2) 教育研究・文化の振興に関する支援
- (3) 人材育成に関する支援
- (4) 災害対策に関する支援
- (5) 生涯学習・スポーツ振興に関する支援
- (6) その他、相互に連携協力することが必要と認められる支援

2 前項の規定により乙が甲に対して支援を行う場合に関して、乙がする金銭の出捐並びに無償とする役務及び技術の提供（以下「社会貢献」という。）の細目については、甲乙協議のうえ決定することとする。この場合において、甲は、乙がする前項各号に規定する事項の社会貢献が、大学が行うソーシャル・アクションであること及び乙が地域社会的課題を解決するためのパートナー（以下乙の地位を「シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー」という。）であることに配慮し、乙の大学としての立場を尊重しなければならない。

(甲の責務)

第3条 甲は、ソーシャル・アクションが大学のUSR活動であることを区民に理解させるように努めなければならない。

- 2 甲は、乙が甲のシブヤ・ソーシャル・アクション・パートナーであることを公表するよう努めなければならない。
- 3 甲は、乙から社会貢献を受けるに当たって必要な手続がある場合には、これに協力するものとする。

4 甲は、本件協定に基づく協働によって知った乙が保護すべき個人情報、乙の業務上の秘密、技術上の秘密その他の事業執行上支障になる情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏らしてはならない。ただし以下の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) 甲が開示を受けた時点ですでに公知のもの、又は甲が開示を受けた後に甲の責によらずして公知となったもの。

(2) 甲が開示を受けた時点ですでに甲が保有しているもの。

(3) 甲が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

(4) 甲が、開示を受けた情報によらずして独自に開発したもの。

5 甲は、本件協定に基づく協働によって乙より提供を受けた前項の情報が事故により流出した場合には、速やかに乙に報告するとともに、その処理顛末を乙に報告しなければならない。

(乙の責務)

第4条 乙は、第2条に規定する支援を行うに当たっては、シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナーとして相応しい社会貢献に努めなければならない。

2 乙は、本件協定に基づく協働によって知った甲が保護すべき個人情報、甲の業務上の秘密、その他の業務執行上支障になる情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏らしてはならない。ただし以下の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) 乙が開示を受けた時点ですでに公知のもの、又は乙が開示を受けた後に乙の責によらずして公知となったもの。

(2) 乙が開示を受けた時点ですでに乙が保有しているもの。

(3) 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

(4) 乙が、開示を受けた情報によらずして独自に開発したもの。

3 乙は、本件協定に基づく協働によって甲より提供を受けた前項の情報が事故により流失した場合には、速やかに甲に報告するとともに、その処理顛末を甲に報告しなければならない。

4 乙は、自己の帰責事由により前項に規定する事故があった場合に負う賠償責任があるときは、自らの責任により対処しなければならない。

(成果物の帰属)

第5条 第2条第1項各号の事項に係る協働により新たに生じた知的財産は、乙に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上で帰属を決定した知的財産については、この限りでない。

(協定の期間)

第6条 本件協定は、締結した日から平成31年3月31日まで効力を有することとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間の終了する日の6月前までに、甲又は乙のいずれかから、協定を継続しない旨の申し出がない場合には、当初の協定期間終了後、1年間協定は同一条件にて継続するものとし、以降についても同様とする。

(協定の解約)

第7条 甲及び乙の何れかに第1条に規定する目的が達成できない事情が生じたときには、相手方当事者は、本件協定を解約することができる。

2 前項の規定による解約がなされた場合にあっても、第2条第2項の規定により既になされた社会貢献の効力は妨げられない。

(協議)

第8条 本件協定に定めのない事項又は本件協定の解釈に疑義が生じた場合にあっては、甲及び乙は、関係法令の趣旨を踏まえ、誠実に協議しなければならない。

本件協定を締結した証として、本件協定書2通を作成し、甲乙署名の上各々1通を保有する。

平成29年3月23日

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区長

東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号

青山学院大学学長